

福岡都市計画地区計画の変更(福岡市決定)

都市計画市崎一丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	市崎一丁目地区地区計画	
位 置	福岡市南区市崎一丁目及び高宮一丁目の各一部	
面 積	約 1.9 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、本市の都心部から南へ約2 kmに位置する西鉄大牟田線平尾駅に近接した交通利便性の高い地区であり、JR筑肥線跡地の都市計画道路である「別府香椎線」(幅員16 m)の整備完了に伴い、商業・業務施設が集積しつつある。</p> <p>今後、道路交通の円滑化等により、更に商業・業務施設が集積傾向が加速することが予測される。</p> <p>そこで、幹線道路に面した立地特性を生かし、周辺の住宅地の環境に配慮した健全な商業・業務施設の誘導を行い、良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>幹線道路に面した立地特性を生かし、周辺の環境に配慮した健全な便利施設等の集積を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>周辺の良好な住宅地環境との調和を図った健全な商業・業務施設の誘導を行い、良好な市街地環境の形成を図ることを目標として、建築物等の用途の制限を定めるとともに、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定め、狭小敷地の共同化を促進する。</p>

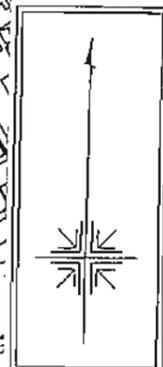
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。</p> <p>1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物</p>
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	<p>敷地面積が200㎡未満の建築物にあっては、10分の20とする。</p>

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第55号)の施行に伴う所要の改正を行い、本案のとおり変更するものである。

福岡都市計画市崎一丁目地区地区計画図



境界説明表

区分	説明
①-②	地番界
②-③	道路中心
③-①	水路中心

凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
---	----------------------



地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
(福岡市役所 4 F TEL:092-711-4388)

